

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金保険関係 2 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600084号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600049号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月29日の標準賞与額を15万円、同年12月19日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月19日

私のA社における厚生年金保険の年金記録には、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された銀行預金通帳(写し)及び複数の同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与支給明細書(以下「賞与関連資料」という。)から判断すると、請求者は、A社から請求期間①及び②において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記の賞与関連資料により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、15万円に訂正し、また、請求期間②に係る標準賞与額については、上記の賞与関連資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、22万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 19 日に係る請求者の賞与の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600077 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1600016 号

第 1 結論

昭和 47 年*月から昭和 56 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年*月から昭和 56 年 9 月まで

私は、昭和 51 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行い、20 歳からの国民年金保険料を A 市に一括納付した。また、昭和 51 年 3 月以降の保険料については、私の妻が妻の保険料と一緒に納付していたので、請求期間の保険料が未納となっているのは納得できない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る戸籍の附票によると、請求者が A 市 B 町に居住していたのは、昭和 54 年 11 月から平成 12 年 8 月までの期間であることが確認できるところ、請求者が所持する国民年金の加入手続時に交付されたとする年金手帳に記載されている最初の住所は、同住所となっており、請求者自身も同住所には、昭和 54 年 11 月から居住していた旨陳述していることから、請求者の主張する加入手続の時期と符合しない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、年金手帳記号番号払出簿により、昭和 58 年 11 月 24 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 59 年 1 月に行われたものと推認され、当該加入手続が行われたと推認される時点（昭和 59 年 1 月）を基準にすると、請求期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間の国民年金保険料を納付するための前提となる別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600074号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600048号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年2月
② 平成17年8月
③ 平成18年2月

私は、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③において賞与が支給されていたと思うが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は、平成21年12月に解散し、平成23年9月に精算終了していることが確認できる上、請求期間①、②及び③当時の代表取締役等に照会したが回答がなく、請求者の当該期間に係る賞与の支給及びそれらの賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元代表清算人は、同社における賞与は、各年の2月及び8月に支給するその前月分の月例給与に含め、半期インセンティブとして支給していた旨陳述しており、また、同人から、請求者の請求期間①及び②に係る賃金台帳元データ及び平成17年分及び平成18年分給与所得の源泉徴収票の提出があったところ、当該賃金台帳元データによると、請求者は、請求期間①及び②において、半期インセンティブの支給がないことが確認できる上、当該源泉徴収票では、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及びそれらの賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の給与振込先金融機関から提出された預金元帳によると、請求期間②に係る給与入金額は、その前後の月の給与入金額と同額となっており、請求期間③に係る給与入金額は、その翌月の給与入金額と同額となっていることから、請求者が請求期間②及び③に賞与を支給されたと推認することができない。

加えて、A社が加入していたB健康保険組合から提出された適用台帳によると、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600086号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600050号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年12月及び平成16年7月に同社から支給された賞与に係る年金記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社から賞与を支給されたと主張しているところ、同社に照会したが回答はない上、請求者は賞与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期間経過により請求者の請求期間当時の記録はない旨回答している上、B市及びC税務署は、保存期間経過により請求者の請求期間当時の課税関係資料はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。